

東三河広域協議会長
豊橋市長
佐原光一様

豊橋いのちと未来を守る会

放射性物質から子どもの命と未来を守るため
被災がれきの試験焼却について断固拒否を求める要望書

平素より、福島原発事故由来の人工放射性物質から子どもたちの環境と給食を守るためにご尽力頂き、誠に有難うございます。

さて、先月 5 月 17 日(木)、愛知県大村知事が「がれきの試験焼却 複数市町村で検討」という表明をされました。東三河広域協議会 佐原会長に於かれましては 5 月 8 日(火)に広域処理に対して慎重である姿勢を示され、その記事を読んだ私たちは、被災地の状況を、視察を通して踏まえられ、当地が出来ることについての的確に判断をなされたのだと感じ、心からの感謝と信頼を寄せ、市民として被災地へ向けてできる支援についてようやく集中ができると思っておりました。

ところが、先週 5 月 29 日(火)に愛知県環境部資源循環推進課から、県下全自治体他に対し、試験焼却の実施要請があったとの情報を得ました。(※1)

炉の処理方式は各施設によってこととなりますが、県下全自治体では重複も多いなか(※2)なぜ、「できるだけ多くの施設で実施」しなければならないのでしょうか。又、東三河広域協議会としての視察に基づく結論に対し、引き受ける必要のないがれきを試験焼却することは大きな矛盾を意味することになります。

愛知県知事の根拠乏しき、検証も保障も計画もなき広域処理受入れに対し、東三河広域協議会として、そして、豊橋市として、はっきりと拒否を示していただきたいです。

ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、以下 3 点の要望についてご検討頂けますようお願い致します。

要望項目

1. 静岡県島田市の試験焼却により、放射能の飛散を示す数値が焼却前後の松葉調査により示されました。(※3)バグフィルターは万全ではありません。愛知県は専門家による独自基準公表後の試験焼却を要請しているようですが、環境へ排出しないという法律に準拠し(※4)、又、被災地の要望にそぐわない広域処理のための試験焼却について東三河全焼却炉での受け入れについてははっきりと拒否をしてください。
2. 県下の炉は同方式のものも多くあるなか、「できるだけ多くの施設で実施」することは必要性も合理性も科学的な根拠もありません。どこのがれきを、どれだけの量受け入れ、試験焼却後の灰の処分、そしてこれら全ての経費についても未定、試験焼却をすることだけが決定している異常性、そして他地域での総量ではなく一部分だけで問題なしとする不合格なき実施(※5)についての無意味についてもはっきりと問題点を県側に指摘し、拒否をしてください。
3. このような試験焼却要請を行ったかどうかに対し、愛知県は公式に決定したことではないので、県民にどこまで要請が行われたのか、この水面下での交渉の詳細について明言しません。県民・市民に見えない形でこのような交渉を行うことについて、不信感と疑念が募ることをしっかりと汲んでいただき、断固拒否をしてください。

以上

参照元情報

※ 1 : 県からの試験焼却実施要請について

6/1 (金) 愛西市吉川みつこ市議 Blog より

「▲がれき問題：愛知県と蟹江町長と海部津島環境事務組合が会談しました。」

<http://bit.ly/M7WyZK>

※ 2 : 県下廃棄物処理施設一覧

「あいちの環境」より『廃棄物処理施設の整備状況(平成 22 年度末状況)』 P.75～P.78

<http://bit.ly/M832YI>

※ 3 : 静岡県島田市の試験焼却前後における松葉の放射能調査結果について

京都大学大学院 工学研究科 河野益近氏 論文より

<http://bit.ly/LSexDx>

※ 4 : ダイオキシン類対策特別措置法、及び 放射線障害防止法

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第百五号）より

<http://bit.ly/M8562J>

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則より

（昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号）

<http://bit.ly/M873fv>

※ 5 : 不合格の基準がない試験焼却

環境ジャーナリスト 青木泰氏 「島田市のがれき受け入れの実態」より

<http://bit.ly/M87tCK>

閲覧希望情報： 市民が熱望する行政姿勢

新潟県 泉田知事

「環境大臣に対し、東日本大震災により生じた災害廃棄物の放射能対策及び
広域処理の必要性に関する再質問を行います。」

<http://bit.ly/NdvWw6>